

令和5年3月定例会

インボイス制度についての質問

- ・インボイス制度について

◆27番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いインボイス制度、適格請求書等保存方式について、順次質問させていただきます。昨日の久保田議員の代表質問と若干重なるところもございますが、ご了承ください。

日本では、1989年、平成元年4月1日の消費税導入に伴い、仕入れ税額控除の方法として、帳簿方式が採用され、1997年4月1日から請求書等保存方式、2019年、令和元年10月1日から軽減税率制度が導入されたことを受け、区分記載請求書等保存方式となり、4年間の経過措置が終わる今年10月1日から、適格請求書等保存方式としてインボイス制度の導入が予定されています。インボイス制度は、国の制度ではありますが、その導入に伴い様々な影響が考えられます。

そこで、順次お伺いしていきます。

インボイス制度導入は、もちろん民間企業だけではなく、地方公共団体においても関わる問題です。施設の使用料や入場料、駐車場の料金、水道事業等様々な売手である自治体は、買手に対してインボイスを交付し、保存する義務が生じることとなります。

そのためには、登録申請やシステム改修等の対応が必要となります。

そこで、上田市の対応状況についてお伺いします。

市のインボイスへの対応状況はどうか。対応が追いつかない自治体もあると聞くが、対応に遅れはないか。指定管理者の対応、登録状況も含めてお伺いします。

また、制度導入に伴う具体的な影響はどうか。インボイスの交付や受領、電子データ化が必要な業務では会計システムの改修等が必要になると思うが、その内容、時期、金額はどうか。

以上お伺いし、最初の質問といたします。

◎財政部長（鎌原英司君）

インボイス制度についてご質問をいただきました。市の対応状況等についてでございます。議員からもご紹介ございましたが、いわゆるインボイス制度、適格請求書等保存方式でございますが、令和元年10月1日から消費税が標準税率10%と、軽減税率8%の複数税率になったことを契機といたしまして、適正な課税を確保する観点から実施されることになった制度でございます。この適格請求書には、従来の区分記載請求書の記載事項に加えまして、適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要がございます。

消費税の計算につきましては、売上げ消費税から仕入れ消費税を引いて納税する仕入れ

税額控除でございますが、インボイス制度は、仕入れ税額控除の要件といたしまして、登録番号が記載されたインボイスがなければ、控除が認められなくなるというものでございます。

インボイス制度の導入後におきましては、仮に地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入れ税額控除を受けることができず、仕入れ税額控除ができなかった消費税を税務署に納めることとなり、消費税の負担額が増加することとなります。

この課税事業者の消費税の負担額増の発生を防ぐ観点から、市の会計においてもインボイス制度に対応する必要がございます。

総務省の令和4年6月20日の通知、消費税の適格請求書等保存方式、インボイス制度への対応に係る留意事項等についてによりますと、地方公共団体の各会計におけるインボイス制度への対応に係る留意事項として、3点が挙げられております。

1点目は、管轄税務署へ適格請求書発行事業者の登録申請を行うこと。

2点目は、インボイス交付のため、システムや機器の改修等を行うこと。

3点目は、交付したインボイスの写しを約7年間保存すること。この3点でございます。

インボイス制度導入に伴います上田市の登録申請状況につきましては、現在、一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、駐車場事業特別会計におきまして、適格請求書発行事業者の登録が完了しております。

また、武石診療所事業特別会計及び産婦人科病院事業会計におきましても、3月中の申請を予定しているところでございます。

また、そのほかの市有施設の対応といたしましては、昨年の11月に指定管理施設所管課に対し、インボイス制度の周知を図るとともに、指定管理者の申請状況及びレジ等改修の必要性を確認し、適切な対応を取るよう通知しておるところでございます。

続きまして、インボイス制度に対応した一般会計、また特別会計に係る財務会計システムの改修内容でございますが、適格請求書発行事業者登録番号の管理機能、また適格請求書としての必要項目、品名、適用税率、金額、消費税額、これらの入力機能、また消費税額明細表の出力機能や消費税額の確認帳票業務の追加となります。

改修時期といたしましては、インボイス制度が開始される令和5年10月までにシステム改修を行い、システム改修の金額といたしましては、令和5年度当初予算に242万円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

◆27番（井澤毅君） ご答弁いただきました。

それぞれの会計ごとの準備が進んでいるということだと思います。システムの改修が242万円だけで、その後もう必要ないのかどうかちょっと分からないですけれども、なるべく早く準備をしていただければと思います。

東京商工リサーチの調べでは、昨年12月末の全国におけるインボイス登録件数は約200万件に達し、法人と個人事業主を合わせた登録率は51.5%で半数を超えたとのことですが、法人の登録率が8割を超えたのに対し、個人事業主は23.7%と低水準が続いている状況とのこと。また、都道府県別の法人の登録率では、長野県は72.1%で47都道府県中29位となっています。

そこで、お伺いします。上田市内の企業におけるインボイス制度の登録申請の状況は把握しているか、お伺いします。

◎財政部長（鎌原英司君）

市内企業におけますインボイス制度の登録申請状況でございますが、登録申請先が上田市でないことから把握はできてございませんが、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトというものがございまして、こちらで公表されております公表情報をダウンロードいたしまして、市内法人を抽出いたしましたところ、上田市内の法人で登録が完了しておりますのは、令和5年1月末現在で、法人番号登録法人4,863社中1,982社、40.8%の登録率となっております。

なお、法人格のない団体や個人事業主等の登録状況につきましては、抽出データに住所等が記載ございませんので不明となっておりますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

上田市内の企業における法人ですが、国税庁のサイトでいくと約40.8%というお話です。個人事業主のことについては数が分からないというご回答でしたけれども、恐らく全国の傾向と同じで、個人事業主の方々のインボイス制度の登録は進んでいないのだろうと推測されます。それは、インボイス制度導入に伴い、大きな選択を迫られることになるということです。

課税売上高1,000万円以下の免税事業者の方々の存在が非常に大きいのだと思います。

従来のまま免税事業者でいると、顧客が一般消費者、または免税事業者がメインである場合もしくは簡易課税制度を適用している場合は問題ないかもしれませんが、顧客が課税事業者である場合等は、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則仕入れ税額控除ができなくなってしまう。

かといってそれを防ぐために、免税事業者がインボイス制度をきっかけに課税事業者になると、従来は義務のなかった消費税の申告と納税が発生してしまいます。とても大きな選択を迫られることになるわけです。

そこで、お伺いします。現在、上田市が取引を行っている消費税の納税が免除されている事業者数はどうかお伺いします。

◎財政部長（鎌原英司君）

上田市が取引を行っております消費税の納税が免除されている事業者数というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、把握するには個々事業者への個別照会が必要となってまいります。このため、現時点において把握していないという状況でございます。よろしく願いいたします。

◆27番（井澤毅君）

上田市が取引を行っている消費税の納税が免除されている事業者数は把握されていないというご答弁でした。

インボイス制度導入には多くの問題点があると指摘されています。

その一番大きな問題として言われていることが、先ほども触れましたが、課税売上高1,000万円以下の免税事業者の方々への影響であり、取引する課税事業者への影響です。

インボイス制度が導入されれば、インボイスを発行できない免税事業者と取引する課税事業者は、仕入れ税額控除ができなくなってしまいます。

そこで、課税事業者は、本意ではなくとも事業を継続していくために、免税事業者との取引について大変苦しい選択を迫られるようになります。

そこで、お伺いします。インボイス制度導入後、消費税の納税が免除されている事業者との市の取引はどうなるのか。例えばインボイスが発行できない場合、取引対象から外れるのか、取引継続のため課税事業者への転換を求めるのか、お伺いいたします。

◎上下水道局長（堀内俊克君）

インボイス制度の導入に当たりまして、消費税の納税が免除されている事業者との取引について、上田市の部局の中で上下水道局の影響が大きいと考えられますので、代表しまして、上田市上下水道局の対応について答弁いたします。

インボイス制度の導入後に免税事業者と取引をした場合は、先ほど財政部長が答弁したとおり、適格請求書の発行ができないので、仕入れ税額控除が行えないため、制度導入後は免税事業者に支払った消費税額分も税務署に納税することになります。

このことから、免税事業者と取引を行うことにより、上下水道局としましては、納税額が増加となり、消費税を余分に負担することとなります。

事業者登録を行っていない事業者への対応につきましては、免税事業者である仕入れ先に対し、著しく低い価格を一方向的に設定し、それに応じないと相手との取引を停止するなどの行為や、課税事業者になる際に、価格交渉の場で明示的な協議なしに価格を据え置く場合も独占禁止法や下請法等、法令上問題となるおそれがありますので、慎重な対応が求められます。

このことから、上下水道局としましては、インボイス制度導入に向けて、現在、取引のあ

る事業者の皆様は、税務署から付与された適格請求書発行事業者の登録番号の確認などのため、インボイス制度導入に係るアンケートを行う準備を進めております。

あわせて、適格請求書発行事業者への登録をお願いする通知も送付する予定です。

免税事業者との取引につきましては、アンケート結果などに基づき対応を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、上下水道事業は公営企業であり、利用者からの料金で経費を賄う独立採算制が原則となっておりますことから、納税額が増加した場合には、経費が増えることにより、料金の算定に影響が出る可能性もあることも踏まえ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

市の苦しい立場も非常に分かるのですけれども、再質問させていただきます。

ただいま登録番号の確認をしたりと、あと今後の適格請求書発行事業者への移行を促すようなお話があったと思いますけれども、局長も言われたように、国のほうからこういったものについて優先的地位の濫用に該当するような行為は行わないようにということで、下請法なり独占禁止法なりの規制の対象ということで通知が来ていると思います。

そういった中で、昨年10月7日にも総務省から通知が出されております。

そこには、地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行事業者でないものが契約の相手方となった場合に、当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として、適格請求書発行事業者でないものを競争入札に参加させないこととするような資格を定めることや、適格請求書発行事業者であることを競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況に関する要件とする資格を定めることについても、同様に適当ではないと考えるということが書かれております。

そういった通知の内容に、先ほどのご答弁は問題ないか、再度お伺いします。

◎上下水道局長（堀内俊克君）

今、議員さんがおっしゃられたとおりの内容でございまして、通知がそのように来ております。ですので、上下水道局としましても、基本的には免税事業者に対し不利益が生じないように対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◆27番（井澤毅君）

よろしく申し上げます。

民間企業においても地方公共団体においても、また課税事業者であっても免税事業者であっても、インボイス制度導入に伴い、本当に苦しい選択を迫られ、大変だと思っております。

特に大きな影響を受けると言われている事業者は、小売店、飲食店、大工の一人親方、個人タクシー、貨物配送業といった事業者や様々な業種のフリーランスで働く皆さんになります。

そして、全国で約 70 万人いるシルバー人材センターの会員さんもその当事者となります。公益社団法人上田地域シルバー人材センターは、上田市、東御市、長和町、青木村の 4 市町村で約 1,900 人、うち上田市は 1,400 人が会員となり、働かれています。

そこで、お伺いします。市におけるシルバー人材センターとの取引状況はどうか、お伺いいたします。

◎福祉部長（堀内由紀夫君）

市とシルバー人材センターとの取引状況についてのご質問でございます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき運営されており、高齢者に就業の機会を提供しております。

上田地域シルバー人材センターは、ただいま議員からご説明ありましたように、上田市をはじめとする上小圏域 4 市町村を区域としており、令和 3 年度末の会員数が 1,929 名、令和 3 年度の受託金額が 9 億 4,800 万円余の県下最大のシルバー人材センターでございます。

市との取引状況についてのご質問ですが、市からの過去 3 年の発注状況は、令和元年度が 1 億 6,800 万円余、令和 2 年度が 1 億 6,400 万円余、令和 3 年度は 1 億 3,000 万円余で、公園や施設の維持管理、バスの運転業務など、多岐にわたる業務を委託しております。高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、国及び地方公共団体は、高齢者の就業に関する相談や就業の機会を提供する団体を育成し、高齢者の就業の機会を確保するために必要な措置を講ずるように努めるものとされております。

これに基づいた具体的な施策といたしまして、上田市では先ほど申し上げたような業務を委託するとともに、他の 3 市町村と合わせ運営事業補助金を交付し、その活動を支援しており、令和 3 年度の補助額は 2,000 万円余でございます。

以上でございます。

◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

シルバー人材センターは公益社団法人であるため、利益を出さない仕組みとなっております。業務発注者が支払った代金のうち、事務費を除いた全額をシルバー人材である会員さんに配分金として支払っています。

そして、会員さんは、免税事業者で消費税の納税義務はございません。

インボイス制度が導入されると、会員さんが適格請求書発行事業者にならない限り、センターは仕入れ税額控除ができなくなってしまい、多額の消費税を納めなければならなくなります。

先ほどの売上げ、令和3年度ですと9億4,800万円余という県下最大の規模だというお話でございました。かといって、会員さんの配分金というのは大体月額3万円から4万円、年50万円に満たない程度の金額であり、適格請求書発行事業者にはそぐわないと言えます。本当に大きな問題だと思います。

団塊の世代800万人全員が75歳以上となり、後期高齢者が約2,200万人となることが予想されている2025年問題や2030年問題では、医療費や介護費の増大、それに伴う現役世代の負担の増大、また深刻化する人材不足などの影響が予測されています。そして、それらの対策として有効なのが健康で働くシニアを増やすことであり、今後ますますシルバー人材センターが大きな役割を果たしていくのだと思います。

そこで、お伺いします。シルバー人材センターの会員は、消費税の納税が免除される基準期間内の課税売上高が1,000万円以下の事業者であるが、制度導入に伴う影響をどのように捉えているか。制度導入は、シルバー人材センターが業務を継続していく上で大きな課題になると思うが、市はどのように支援していくか。

以上お伺いします。

◎福祉部長（堀内由紀夫君）

インボイス制度導入に伴うシルバー人材センターへの影響についてのご質問でございます。

シルバー人材センター会員は、シルバー人材センターの仕事を行うとセンターから配分金を受け取ります。これには消費税が含まれておりますが、課税売上高が1,000万円以下であれば、議員ご指摘のとおり消費税の納税が免除されており、それはインボイス制度導入後も変わりございません。

一方、配分金を支払うシルバー人材センターは、免税事業者である会員からインボイスをもらえないため、インボイス制度導入後は、先ほど財政部長が申し上げました仕入れ税額控除の適用を受けられなくなり、発注者からの料金に含まれる受け取った消費税をそのまま納付することになります。

上田地域シルバー人材センターへの影響額としましては、通年でインボイス制度が実施される令和6年度を試算いたしますと、国の現在計画している経過措置が適用されても、年間約1,500万円から2,000万円ほどの新たな納付が見込まれると、大きな負担となると確認しております。

上田地域シルバー人材センターは、公益社団法人として利益をためないことを求められてきましたので、この新たな負担に対応するための蓄えはございませんが、この新たな負担分を会員に求めることは、定年延長等の影響により会員の維持確保に苦慮しているセンターの会員数の減少につながるなどの課題も生じてまいります。

シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、就業の機会を提供することで高齢者の生きがいの充実に大きな役割を果たしています。市としましてもインボイス制度導入

の影響は大きいと捉え、シルバー人材センターが本来の目的に沿った安定的・継続的な事業運営が可能になるように、今年度、市長会を通じて国に対し、シルバー人材センターをインボイス制度の適用から除外するように要望いたしました。現在、国においては、シルバー人材センターと会員が契約を結んでいる契約方法の見直しを含め、様々な検討がされていると伺っておりますので、引き続き国の動向に留意し、市としての対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆27番（井澤毅君）

このままいけば、令和6年決算で1,500万円から2,000万円の新たな消費税を納付しなければならないということです。本当に市としても大変なことはよく分かります。国の見直しに私も本当に期待するところでございます。

この3年に及ぶコロナ禍に加え、41年ぶりの記録的な物価高、そこにこのインボイス制度の導入ということで、特に中小零細事業者にとっては三重苦となっています。

インボイス制度は国の制度であり、ここでそれについて議論するつもりはございません。ですが、インボイス制度は、弱い立場への税の押しつけ合いとなります。

支払うことのできなくなった消費税は、物価上昇につながっていくと思われれます。

事業者だけでなく、一般市民にも影響が及ぶ大きな問題であると感じています。

周りで話をしてみても、理解している人は本当に少ないと感じています。

国からも令和3年6月と令和4年8月に、インボイス制度の広報周知について、各地方公共団体における広報媒体及び会議等、あらゆる機会を通じ広報、周知等を積極的に実施していただきたいと依頼が出されています。上田市の市民に対する広報、周知はどうでしょうか。今回の一般質問に際し、消費税に関する様々な資料を読む機会がありましたが、上田市の名誉市民である金子宏氏の見解や書物の引用が多く見られ、改めて金子氏の偉大な功績を知ることができました。

今日の租税法の基礎を築かれた金子宏氏が名誉市民である上田市として、インボイス制度導入により市民が不安にならないよう、困ることのないよう、しっかりとした対応が必要であると考えます。

そこで、お伺いします。長引くコロナ禍に続きインボイス制度が導入されることは、消費税の納税が免除されている事業者にとって大きな負担となるが、支援策はどうか。

また、周知が不足していると感じるが、市は事業者への周知においてどう関わっていくか、お伺いいたします。

◎商工観光部長（北沢健治君）

インボイス制度への事業者支援や周知への関わりについて申し上げます。

インボイス制度に対します事業者支援につきましては、現状では市として直接事業者に対

する支援は行っておりませんが、全国市長会では国に対しまして適切な対応を求めております。なお、国におきまして、支援措置等が複数ございますので、その一部につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、1つ目の支援でございますが、納税額の軽減措置でありまして、小規模事業者について、免税事業者であった方がインボイス発行事業者に登録をした場合、基準期間である2年前の課税売上げが1,000万円以下などの要件を満たす場合には、令和8年9月までの間、特例として売上げに対する税額の2割のみを納税額とすることができ、登録事業者の税の負担が軽減をされます。

また、2つ目でございますが、国の小規模事業者持続化補助金におきまして、先ほどと同じく免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合に、税理士の相談費用や機械導入などの経費に対しまして、補助上限額が一律50万円加算されることになっております。

3つ目といたしましては、国のIT導入補助金におきまして、インボイス制度への対応のための安価な会計ソフトの購入も対象となるよう、補助下限額が撤廃をされました。このほかにも財務省から支援策が出されておきまして、ホームページやチラシ等で確認することができます。

また、この国の支援以外にも上田商工会議所、上田市商工会、真田町商工会の市内3商工団体においては、会員事業所向けに税理士や中小企業診断士を講師といたしまして、講習会や研修会をそれぞれ開催されているほか、窓口での相談に随時対応をいただいております。制度開始の本年10月1日時点で、登録を受けるための申請期限は、当初の3月末から9月末までに延長となりましたけれども、このところ、議員もお話ありましたが、各商工団体への相談件数が増えているとお聞きをしております。

こうした中、不安を抱える事業者がおられますので、市では今後も市のホームページなどを活用し、制度や相談窓口を周知をしてまいりたいと考えております。

また、上田税務署主催によります説明会が3月17日と31日に上田市中央公民館で開催される予定であることから、市内の市県民税申告受付会場におきましても関係者にチラシを配布するなど、税務署と連携をして周知に努めておりますが、商工団体にも共有するなど、本年10月からの円滑なスタートに向けまして、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。